2025 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100 点）

注 意 事 項

1　机上に各自の「受験票」を出しておくこと。

2　問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。

3　問題冊子は、全部で 2 ページである。

解答用紙は、全部で 8 ページである。

問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。

4　解答用紙は切り離さないこと。

解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。

5　解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。

6　解答は、第 1 問問 1 は 1 ページから、第 1 問問 2 は 5 ページから記入すること。

7　解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

8　解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。

（憲法）

第１問

以下の文章を読んで、後の問１・２に答えなさい。

Ｘは、昭和 49 年生まれの日本人男性であり、一般廃棄物の収集、運搬等を目的とする有限会社の代表取締役を務めている。Ｘは、かつては韓国籍であったが、平成 30 年 10 月 19 日に日本に帰化した。Ｘは、日本で生まれ育ち、現在も日本で生活している。

Ｘは、令和４年１月３日に、権利能力なき社団であるＹが経営するゴルフ場（以下「本件ゴルフ場」という）のコースで、Ｙの会員である友人の誘いを受けて、プレーした。同年２月 11 日、Ｘは、再びその友人とともに本件ゴルフ場のコースでプレーした際に、Ｙから正会員 200 口の新規会員を募集しているとの説明を受け、入会申込みのパンフレットと提出すべき書類一式を手渡された。同年２月 16 日、Ｘは、Ｙの正会員となるべく、入会申込書、誓約書、戸籍抄本等を、Ｙに提出した。申込みの際、Ｙの従業員は、Ｘに対して、面談および入会金等の支払いの後、入会手続が完了する旨を伝えていた。

しかし、令和４年２月 20 日、Ｙの従業員からＸに電話があり、Ｘの入会を認めることはできないとの説明があった。その理由は、Ｙの理事会には、外国籍（元外国籍を含む）の者の会員数に上限を設け、この枠に空きが出た場合にのみ新規の外国籍（元外国籍を含む）の者の入会を認めるという申合せがあるところ、その時点において外国籍（元外国籍を含む）の会員の枠に空きがないため、元韓国籍であるＸは直ちには入会できない、というものであった。説明に納得できなかったＸは、Ｙの常務から説明を受けることになった。令和４年２月 23 日、Ｙの常務からＸに電話があり、外国籍（元外国籍を含む）の会員の枠に５、６人の申込みがあり、Ｘに空き枠が回ってくるのは相当先になるとの説明があった。同年２月 25 日、Ｙは、Ｘが提出した申込みに必要な書類を、Ｘ宛に返送した。その後、同年４月に開かれたＹの理事会において、Ｘの入会を拒否することが決定された（以下「本件入会拒否」という）。

なお、Ｙの会員規約には、会員となるためには理事会の承認を得る必要があること、および、Ｙの役員は、総会において正会員の中から選任され、すべて無報酬の名誉職であることが規定されている。また、Ｙの利用約款によれば、非会員のビジターであっても、会員の同伴または紹介があれば、本件ゴルフ場の施設を利用できるとされている。さらに、外国籍の会員が多くなると雰囲気が変わるといった理由から、外国籍の者の入会を一切認めていない、または、会員数に上限を設けているゴルフクラブは、Ｙのほかにも相当数存在している。その一方で、Ｙは、約 1500 名もの会員を有しており、本件ゴルフ場では、平成 24 年に第 67 回国民体育大会のゴルフ競技（女子）が開催されるなど、全国規模の有名な大会が開催されている。

Ｘは、本件入会拒否は不当な差別であると同時に、会社を経営する自身にとって接待や

交際の場面で本件ゴルフ場を利用できないことは大きな不利益であり、また、日本で生まれ育ち、日本国籍を取得したにもかかわらず、元外国籍であることを理由にＹから入会を拒否されたことで、自身の人格が著しく傷つけられたと考えた。そこで、Ｘは、本件入会拒否は憲法の趣旨に反し違法であると主張して、Ｙに対して損害賠償を請求した。

問１　Ｘは、本件入会拒否は憲法の趣旨に反し違法であると主張しているが、本件において憲法はどのように適用されるか、判例を踏まえて説明しなさい。

（配点：30 点）

問２　本件入会拒否は違法であるといえるか、Ｙの団体としての性質に留意しつつ、想定されるＹの反論も踏まえて答えなさい。

（配点：70 点）

【参照：Ｙ会員規約からの抜粋】

第 2 条　本クラブはゴルフを通じて会員の体位及び品格の向上を図り併せて内外人間の友誼と国際親善の増進を図るを以て目的とする。

第 6 条　本クラブの会員を分けて次の 4 種とする。

名誉会員、特別会員、正会員（個人会員・法人会員）、準会員（週日会員・週日法人会員・家族会員）

会員の権利及び義務は規約に定めるものの外は細則に定めるところによる。各会員の定数は理事会に於いて定める。

第 8 条　正会員及び準会員として本クラブに入会せんとする者は、正会員 2 名の紹介を得て入会の申込みをなし理事会の承認を得るものとする。

ただし、準会員は特別の承認のない限り日曜日及び一般の休日においてプレーすることができない。

第 9 条　正会員並びに準会員は理事会の承認を得た後、入会金及び細則に定める負担金を納入したときに会員となる。

第 16 条　本クラブに次の役員を置き総会において正会員中より選任する。

理事　30 名以内（内理事長 1 名、副理事長 2 名、常務理事 2 名以内）

監事　3 名以内

第 17 条　役員は総て名誉職とする。但し職務の為に要した費用は本クラブの負担とすることを妨げない。

尚理事長は理事会の承認を経て有給役員を置くこともできる。

＜出題の趣旨等　２０２５年度　憲法＞

〔出題の趣旨〕

問１は、ＸとＹがともに私人であるところ、憲法の規定がどのように適用されるかを、憲法の私人間効力に関する判例を踏まえて検討することを求めている。

問２は、問１を前提に、本件入会拒否が違法といえるかについて、Ｙからの想定される反論を踏まえて、Ｙの団体としての性質にも留意しながら、本問に示された具体的事情に即して検討することを求めている。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうかが、前提として問われている。

〔採点基準〕

問１では、一般に判例が採用しているとされる間接適用説の枠組みについて、一方で人権規定の対国家的性質およびそれを私人間関係に直接適用することを認める場合の問題点、他方で私人間においても個人の基本的な自由や平等の利益を保護する必要性があることなどにも言及しながら、的確に記述することが求められる。

問２では、まず、問１に従って民法７０９条が適用されることを前提に、一方における結社の自由および私的自治の原則と、他方における憲法１４条１項の平等原則の要請等とを考慮しながら、本件入会拒否の違法性に関する判断枠組みを導き出せているかが問われる。そのうえで、各自が導き出した判断枠組みを、本問に示された具体的事情に即して適切に適用し、本件入会拒否が違法であるかについて、各自の見解を説得的に展開することが求められる。その際、ゴルフ場の運営等を行う権利能力なき社団であるＹが、もっぱら会員の自主的な運営に基づく閉鎖的で私的な団体であるか、それとも、一定の社会性をもった団体としての側面をも有するかについて、Ｙからの想定される反論を踏まえつつ、実質的に検討することが必要となる。

〔配点〕

問１（３０点）

問２（７０点）